

## 『阪南・岬あんしんネット』登録等の流れ

阪南市と岬町では、障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて、障がいのある方を支える関係機関が連携・協力して、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように緊急事態の支援体制を整備しています。

### 緊急事態の定義

介護者が急病、入院、葬祭、死亡等で突発的に不在、もしくはそれに近い状態になり、障がいのある方のケアができず、単身では在宅で日常生活を続けることが困難な状態

### 【制度の利用対象者】

阪南市又は岬町に居住し、在宅生活をされている障がいのある方で、介護者が不在になると、在宅生活を続けることが困難な方。

### 上記に加え以下の要件を満たす方

障害支援区分1以上

短期入所の支給決定を受けている

### 【制度の利用可能時間】

阪南市市民福祉課：平日（月～金、祝日除く） 8時45分から17時15分

岬町福祉課福祉係：平日（月～金、祝日除く） 9時00分から17時30分

### 【相談支援専門員の役割】

○登録を希望される方から相談があった際は、市町の窓口へ相談してください。登録対象者に該当し、障がい者やその家族等が登録を承諾した際は、『登録申請書』を市町の窓口へ提出してください。また、『情報連携シート』を作成してください。

○利用可能な短期入所や居宅介護等の事業所（少なくとも2ヶ所）と契約を交わし、当該事業所での見学や体験利用を勧めておいてください。契約を交わした事業所には、『情報連携シート』を渡した上で内容を共有しておいてください。

○その他、日中活動系サービス等を利用されている方については、利用されている事業所にも『阪南・岬あんしんネット』に登録していることをお伝えいただき、緊急時の対応がスムーズに行えるよう情報共有をお願いします。

### 【緊急事態が発生した場合】

緊急事態が発生した時の初回の受入施設等の調整は、市町と相談支援専門員が連携して行います。緊急時の移送のコーディネートまでを市町と相談支援専門員で行い、それ以降の必要な調整等は、相談支援専門員が行ってください。